

正 誤 表

本書『教育法規便覧 平成24年版』の一七三頁一行から三行目に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

(正)

中学校又は高等学校免許状による小学校専科教科担任 免許法一六の五①

中学校又は高等学校の免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項（外国語活動、総合的な学習の時間）で小学校の教諭・講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の教諭・講師となる場合には特別支援学校の教員免許状が必要である。

(誤)

中学校免許状による小学校専科教科担任 免許法一六の五①

音楽、美術、保健体育又は家庭の教科について中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれの免許状に係る教科に相当する教科の教授を担任する小学校の教諭又は講師となることができる。